

議案第42号

代理の承認を求めることについて（倉敷市立小学校および中学校条例等の一部
を改正する条例の制定について）

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第10号）第2
条第3項の規定により、11月定例会市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申
出について、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和6年12月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市立小学校および中学校条例等の一部を 改正する条例の制定について

1 改正理由

倉敷市立下津井東小学校、下津井西小学校及び下津井中学校を廃止し、義務教育学校を設置することに伴い、規定を整備する等のため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

- (1) 学校の名称及び位置を規定する表から、廃止となる学校の項を削る。
 廃止となる学校：倉敷市立下津井東小学校、倉敷市立下津井西小学校、
 倉敷市立下津井中学校
 - (2) 義務教育学校の名称及び位置を規定する表を加える。
 名称：倉敷市立下津井学園
 位置：倉敷市下津井吹上140番地
 - (3) 学校種別を規定している条例に義務教育学校を加える。
 (改正内容の例)
 「小学校及び中学校」→「小学校、中学校及び義務教育学校」
 「小学校」→「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」
 「中学校」→「中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）」
- ※(1)及び(2)は、倉敷市立小学校および中学校条例に限る。

3 改正が必要な条例

倉敷市立小学校および中学校条例 外12件

	条例	担当所属
1	倉敷市立小学校および中学校条例	学校適正配置推進室
2	倉敷市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例	人事課
3	特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁	人事課

	償に関する条例	
4	倉敷市職員の給与に関する条例	人事課
5	倉敷市立小、中学校学区審議会条例	学事課
6	倉敷市遺児教育年金条例	子育て支援課
7	倉敷市学校施設使用条例	学事課
8	倉敷市遺児激励金給付条例	子育て支援課
9	倉敷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	保健体育課
10	倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会条例	保健体育課
11	倉敷市暴力団排除条例	法務課
12	倉敷市子ども条例	子育て支援課
13	倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	子育て支援課

4 施行期日

令和8年4月1日

ただし、「倉敷市立小、中学校学区審議会設置条例」及び「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」については、令和7年4月1日から施行する。

倉敷市立小学校および中学校条例等の一部を改正する条例

(倉敷市立小学校および中学校条例の一部改正)

第1条 倉敷市立小学校および中学校条例(昭和42年倉敷市条例第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校条例

第1条中「および学校教育法」を「及び学校教育法」に、「および中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条(見出しを含む。)及び第3条(見出しを含む。)中「および」を「及び」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(義務教育学校の名称及び位置)

第4条 義務教育学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

別表第1岡山県倉敷市立下津井東小学校の項及び岡山県倉敷市立下津井西小学校の項を削る。

別表第2岡山県倉敷市立下津井中学校の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第4条関係)

義務教育学校の名称及び位置

名称	位置
岡山県倉敷市立下津井学園	倉敷市下津井吹上140番地

(倉敷市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 倉敷市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和42年倉敷市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第2号中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

小・中学校学区審議会	委員
------------	----

」を

「

小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員

」に改める。

(倉敷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 倉敷市職員の給与に関する条例（昭和42年倉敷市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(倉敷市立小、中学校学区審議会条例の一部改正)

第5条 倉敷市立小、中学校学区審議会条例（昭和42年倉敷市条例第162号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例

第1条中「および中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「はかる」を「図る」に、「倉敷市立小、中学校学区審議会」を「倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会」に改める。

第2条中「および中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第3号中「および中学校長」を「、中学校長及び義務教育学校長」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

(倉敷市遺児教育年金条例の一部改正)

第6条 倉敷市遺児教育年金条例（昭和44年倉敷市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(倉敷市学校施設使用条例の一部改正)

第7条 倉敷市学校施設使用条例（昭和45年倉敷市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表中 「

中学校
2,750円

」を 「

中学校	義務教育学校
2,750円	2,750円

」に改める。

(倉敷市遺児激励金給付条例の一部改正)

第8条 倉敷市遺児激励金給付条例(昭和48年倉敷市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第4条第1項第1号中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「に入学」の次に「又は義務教育学校の後期課程に就学」を加え、同項第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(倉敷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第9条 倉敷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和61年倉敷市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会条例の一部改正)

第10条 倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会条例(平成15年倉敷市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(倉敷市暴力団排除条例の一部改正)

第11条 倉敷市暴力団排除条例(平成23年倉敷市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第10条中「中学校」の次に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(倉敷市子ども条例の一部改正)

第12条 倉敷市子ども条例(平成23年倉敷市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年倉敷市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

倉敷市立下津井東小学校、下津井西小学校及び下津井中学校を廃止し、義務教育学校を設置することに伴い、規定を整備する等のため、条例を改正するものである。

別表第2（第3条関係） 中学校の名称及び位置		別表第2（第3条関係） 中学校の名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
岡山県倉敷市立東中学校	倉敷市平田155番地の100	岡山県倉敷市立東中学校	倉敷市平田155番地の100
(略)	(略)	(略)	(略)
岡山県倉敷市立味野中学校	倉敷市児島味野4丁目2番56号	岡山県倉敷市立味野中学校	倉敷市児島味野4丁目2番56号
(削除)	(削除)	岡山県倉敷市立下津井中学校	倉敷市下津井吹上140番地
岡山県倉敷市立児島中学校	倉敷市児島小川4丁目7番34号	岡山県倉敷市立児島中学校	倉敷市児島小川4丁目7番34号
(略)	(略)	(略)	(略)
岡山県倉敷市立真備中学校	倉敷市真備町箭田1058番地	岡山県倉敷市立真備中学校	倉敷市真備町箭田1058番地
別表第3（第4条関係） 義務教育学校の名称及び位置			
名称	位置		
岡山県倉敷市立下津井学園	倉敷市下津井吹上140番地		

第2条 倉敷市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和42年倉敷市条例第16号）

新旧対照表

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育す</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育す</p>

るために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校 **（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）** に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2・3 (略)

るために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校 _____ に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2・3 (略)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）
新旧対照表

新				旧			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
区分		報酬の額	費用弁償の額	区分		報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員		月額 99,000円	倉敷市職員等の旅費に関する条例（昭和42年倉敷市条例第26号）に定める市長及び副市長相当額	教育委員会委員	月額 99,000円	倉敷市職員等の旅費に関する条例（昭和42年倉敷市条例第26号）に定める市長及び副市長相当額	教育委員会委員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水道事業経営審議会	委員	日額 7,100円	同上	水道事業経営審議会	委員	日額 7,100円	同上
小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員		日額 7,100円	同上	小・中学校学区審議会	委員	日額 7,100円	同上
奨学生選考委員会委員		日額 7,100円	同上	奨学生選考委員会委員		日額 7,100円	同上
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
その他の者		日額 79,000円以内又はこ	倉敷市職員等の旅費に関する	その他の者		日額 79,000円以内又はこ	倉敷市職員等の旅費に関する

れに対応する 月額 年額 420,000 円以内	る条例に定め るその他の職 員に準じ市長 が定める額	れに対応する 月額 年額 420,000 円以内	る条例に定め るその他の職 員に準じ市長 が定める額
-----------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

第4条 倉敷市職員の給与に関する条例（昭和42年倉敷市条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第23条の3 市立高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校）に勤務する教育職員については、義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第23条の3 市立高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校）に勤務する教育職員については、義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校_____又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>

第5条 倉敷市立小、中学校学区審議会条例（昭和42年倉敷市条例第162号）新旧対照表

新	旧
<p>倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 倉敷市立小学校、_____中学校及び義務教育学校の学区の調整を図るため、倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、倉敷市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、市立小学校、_____中学校及び義務教育学校の学区に関する事項を審議して委員会に答申する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のなかから委員会が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>倉敷市立小____、中学校_____学区審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 倉敷市立小学校および中学校_____の学区の調整をはかるため、倉敷市立小____、中学校_____学区審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、倉敷市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、市立小学校および中学校_____の学区に関する事項を審議して委員会に答申する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のなかから委員会が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 市立小学校長、_____中学校長及び義務教育学校長の代表者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(3) 市立小学校長および中学校長_____の代表者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

第6条 倉敷市遺児教育年金条例（昭和44年倉敷市条例第64号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部（外国人にあつては、規則で定める学校を含む。）をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校_____並びに特別支援学校の小学部及び中学部（外国人にあつては、規則で定める学校を含む。）をいう。</p> <p>(3) (略)</p>

第7条 倉敷市学校施設使用条例（昭和45年倉敷市条例第16号）新旧対照表

新	旧																										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び第225条の規定に基づき、倉敷市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育以外の目的のために使用する場合における使用手続及び使用料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>幼稚園</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>義務教育学校</td> <td>高等学校</td> <td>特別支援学校</td> </tr> <tr> <td>屋内運</td> <td></td> <td>2,200</td> <td>2,750</td> <td>2,750</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	屋内運		2,200	2,750	2,750			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び第225条の規定に基づき、倉敷市立幼稚園、小学校、中学校_____、高等学校及び特別支援学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育以外の目的のために使用する場合における使用手続及び使用料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>幼稚園</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>高等学 校</td> <td>特別支援 学校</td> </tr> <tr> <td>屋内運</td> <td></td> <td>2,200</td> <td>2,750</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学 校	特別支援 学校	屋内運		2,200	2,750		
区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校																					
屋内運		2,200	2,750	2,750																							
区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学 校	特別支援 学校																						
屋内運		2,200	2,750																								

<table border="1"> <tr> <td>動場</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>教室及びこれに準ずる室</td> <td>1室</td> <td>660円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td colspan="4">無料</td> </tr> </table>	動場		円	円	円	教室及びこれに準ずる室	1室	660円			運動場	無料				<table border="1"> <tr> <td>動場</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>教室及びこれに準ずる室</td> <td>1室</td> <td>660円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td colspan="4">無料</td> </tr> </table>	動場		円	円	円	教室及びこれに準ずる室	1室	660円			運動場	無料			
動場		円	円	円																											
教室及びこれに準ずる室	1室	660円																													
運動場	無料																														
動場		円	円	円																											
教室及びこれに準ずる室	1室	660円																													
運動場	無料																														
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の使用料の額には、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。 2 運動場を使用する場合において、照明施設を使用するときは、当該照明施設の使用料は有料とし、その額は教育委員会規則で定める額とする。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の使用料の額には、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。 2 運動場を使用する場合において、照明施設を使用するときは、当該照明施設の使用料は有料とし、その額は教育委員会規則で定める額とする。 																														

第8条 倉敷市遺児激励金給付条例（昭和48年倉敷市条例第65号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部（外国人にあつては、規則で定める学校を含む。）をいう。</p> <p>(激励金の給付)</p> <p>第4条 激励金は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、現に保護を受けている世帯（以下「保護世帯」という。）又は市長が保護世帯に準ずると認めた世帯に属している遺児に対し、その種類に応じ、それぞれ次の各号に定めるところにより給付する。</p> <p>(1) 入学激励金 遺児が学校のうち、小学校、義務教育学校若しくは小学部及び中学校若しくは中学部に入学又は義務教育学校の後期課程に就学する際に給付する。</p> <p>(2) 卒業激励金 遺児が学校のうち、中学校、義務教育学校又は中学部を卒業する際に給付</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校_____並びに特別支援学校の小学部及び中学部（外国人にあつては、規則で定める学校を含む。）をいう。</p> <p>(激励金の給付)</p> <p>第4条 激励金は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、現に保護を受けている世帯（以下「保護世帯」という。）又は市長が保護世帯に準ずると認めた世帯に属している遺児に対し、その種類に応じ、それぞれ次の各号に定めるところにより給付する。</p> <p>(1) 入学激励金 遺児が学校のうち、小学校_____ 又は _____小学部及び中学校又は _____中学部に入学_____する際に給付する。</p> <p>(2) 卒業激励金 遺児が学校のうち、中学校_____ 又は _____中学部を卒業する際に給付</p>

<p>する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

第9条 倉敷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和61年倉敷市条例第33号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、倉敷市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、短期大学及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、倉敷市立の幼稚園、小学校、中学校_____、特別支援学校、高等学校、短期大学及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第10条 倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会条例（平成15年倉敷市条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 倉敷市立の小学校、<u>_____</u>中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）における児童生徒の結核対策の管理方針を検討するため、倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 倉敷市立の小学校及び中学校_____（以下「学校」という。）における児童生徒の結核対策の管理方針を検討するため、倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>

第11条 倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）新旧対照表

新	旧
<p>(学校における措置)</p> <p>第10条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校又は特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重</p>	<p>(学校における措置)</p> <p>第10条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校_____、高等学校又は特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重</p>

<p>要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>
--	--

第12条 倉敷市子ども条例（平成23年倉敷市条例第46号）新旧対照表

新	旧
<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例^{じょうれい}において、言葉の意味は次のとおりです。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校園等 保育所、幼稚園^{ようちえん}、認定こども園^{にんてい こどもえん}、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校^{とくべつしえんがっこう}などの子どもが育ち、学ぶことを目的とするすべての施設^{しせつ}をいいます。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例^{じょうれい}において、言葉の意味は次のとおりです。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校園等 保育所、幼稚園^{ようちえん}、認定こども園^{にんてい こどもえん}、小学校、中学校_____、高等学校、特別支援学校^{とくべつしえんがっこう}などの子どもが育ち、学ぶことを目的とするすべての施設^{しせつ}をいいます。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

第13条 倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年倉敷市条例第65号）新旧対照表

新	旧
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第3条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第3条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校_____に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

【 調整ページ 】